

## 2016.12.16 一般質問 (60分)

20番議員、日本共産党の金子卓です。

日本共産党の志位委員長は、衆院本会議終了後の15日未明、記者団の質問に答えて次のように語りました。「安倍政権の今度の国会におけるふるまいを見ていますと、強権政治、暴走政治が極まったと思います。とくに大きな重大法案が三つ、環太平洋連携協定・TPP、年金カット、そしてカジノと全部について強行採決を繰り返した。多数の国民の反対の声にいっさい耳を貸そうとしない。まともに質問に答えるという姿勢もない。ただ数の暴力で次から次へと強行に次ぐ強行を重ねる。私たちは、自民党・公明党・維新の会、この暴走推進ブロックに対して、次の総選挙で厳しい審判をくだしていきたいという思いです」以上見解をのべさせていただきました。

それでは、一般質問に移ります。

### 1、東海第二原発について

#### (1) 過酷事故を想定した広域避難計

1番目は、東海第二原発についてです。第3回定例議会に続いての質問になります。今年11月28日付「茨城新聞」は、「東海第二原発、営業運転開始38年」「遠い合格、迫る40年」という見出しで、「日本原子力発電東海第二原発は11月28日、営業運転から38年を迎える。再稼働の前提となる国の審査は中盤に入り、基準地振動の決定など一定の進展はあったものの、依然として合格は見通せない。国が定めた原則40年の寿命も迫る中、延長申請の期限までは残り1年を切る」という記事を載せました。

そのような状況の中、今回は、過酷事故を想定した当市の広域避難計画について質問します。

11月28日付「茨城新聞」は、記事の中で、避難計画について「自治体の避難計画づくりも難航している。対象となる原発から半径30キロ圏の住民は全国最多の約96万人のぼり、県外の受け入れ先市町村はまだ決まっていない。要配慮者の支援体制に加え、大地震などとの複合災害を想定していない点など多くの課題が積み残されている」と書いています。

当市の広域避難計画について、現在までの進捗状況とその詳細内容、今後のスケジュールをお聞かせください。

**<市民部長答弁>** 東海第二発電所に係る避難人口は、96万人と全国の原子力発電所立地地域の中でも最も多く、本市も3万9000人が対象になっています。

本市の避難先候補地としては、県において当初は福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県と協議していましたが、その後、調整により、本市の避難先候補は栃木県内の自治体とされたので、現在、茨城県と栃木県の両県が間に入って、避難先自治体と受け

入れ可能人数や避難ルート調整等をおこなっています。今後は避難先候補の自治体が決まり次第、避難先自治体と避難所に関する協定をおこない、避難者の輸送方法、輸送車両の確保、避難経路の設定等々検討していき、避難計画の策定を進める予定です。

**(再質問)** 市民部長に再質問します。避難計画の作成において、単独災害と複合災害という言葉がでてきますが、現在の避難計画は単独災害を想定しての策定とされていますが、この違いを説明してください。

スケジュールです。県は今年度策定に向けて市町村を支援すると方針ですが、新聞報道では、東海村もひたちなか市も「年度内策定は困難」「年度内はかなり困難」と述べていると報じています。当市の避難計画の完成時期はいつ頃になると考えているのでしょうか。

**<市民部長再答弁>** 現在作成を進めている東海第二原発の過酷事故を想定した広域避難計画は、原子力の単独の災害を想定してです。当然のことながら、地震や水害などによる複合災害も想定した計画の必要性は認識していますが、複合災害を想定すると、道路の陥没、橋梁の破損、崩壊、避難経路の混雑、錯綜など予想されますので、複合災害を想定した避難計画についても、県の指導を得ながら、策定自治体との情報交換もしながら検討していきたいと考えています。

今後のスケジュールですが、避難先自治体が決まり次第、自治体と避難施設、受入人数、避難経路、必要事項等の協議をおこない、まず避難所に関する協定の締結を進め、その後、避難の流れ、移動手段など住民の避難体制について少しでも早く市民に提示できるよう、取り組んでいきたいと思えます。

**(再質問)** 市民部長に再度お聞きします。今、ひとつの指標として年度内策定ということが言われています。当市は、年度内策定ということについてはどうなのでしょう。お答えください。

**<市民部長再答弁>** まだ避難先等の決定がいつのなるか見込めていませんので、その辺を鑑みますと年度内の広域避難計画の策定については厳しいものがあるのではないかと私は感じているところです。以上です。

**(再質問)** 市長に質問します。東海村長は、11月30日の記者会見で、策定期間の目標は明言せず、村が実施した意見交換会などを通して、地震など複合被災への対応、道路渋滞や風向きを考慮した複数の避難経路、自力で避難できない村民のバス確保など、150を超す項目が疑問点として出されているとしています。ひたちなか市も同日の定例記者会見で、要支援者の対応など、課題があるとし、「詰めていくところはかなりある」と指摘。その上で、「各市町村が単独で解決できない問題は国や県に問題提起しないと策定は進まない」と語った報じられています。

東海第二原発の過酷事故を想定した広域避難計画策定に当たっては、当然、地震などの複合災害も想定しなければなりません。道路や橋梁が破損して通行できない場合ど

うするのか、自家用車のない人のためのバス等の確保をどうするか、災害時要支援者や病院・介護施設に入院・入所している人をどう避難させるかなどなど、数え切れない課題があると考えます。それに、当市だけが避難するわけではありません。このようなことを想定すると実効ある避難計画など策定できないと考えますが、市長の考えをおきかせください。

**<市長答弁>** 広域避難計画は過酷な事故等が発生した場合に、30キロ圏の市民の生命、身体、財産を原子力災害から保護することが目的ですので、計画の策定にあつては高い実効性を確保しなければならないと考えています。住民避難が必要になった場合を想定し、避難所や避難経路、避難者の移送など、確実に、そして効率的に避難ができるように、茨城県や避難先自治体、関係機関等の指導・協力を得ながら実効性ある計画を策定していきたいと考えています。

**(金子意見)** 第3回定例議会で市長は「再稼動は最終的には国の判断で」と答弁しています。今回質問した避難計画であります。原発の単独災害を想定した避難計画でもってできあがったと判断し、再稼動申請がされないように、不安を抱える市民のために、毅然として、県・国にももの申すことを強く要請して次に移ります。

## 2、政治倫理条例について

### (1) 常陸大宮市議会議員政治倫理条例

2番目は、政治倫理条例についてです。当市市議会は8月の議長選挙で議員の政治倫理に反する不祥事がおきてしまいました。市の政治倫理条例の概要をおきかせください。

**<総務部長答弁>** 常陸大宮市議会政治倫理条例については、市政の担い手である市議会議員の政治倫理基準を規定することにより、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するものとして、平成14年、合併前の大宮町において議員提案により制定された条例です。政治倫理基準の具体的な内容は、市民全体の奉仕者として品位と威信を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことといった基本的な遵守事項をはじめとし、その地位を利用した、例えば報酬の授受の禁止あるいは公共事業の請負のあっせん禁止等が規定されています。このほか、政治倫理基準に違反して疑いがある場合における手続きとして、市民から議長に対する、また議長から市長に対する調査請求に関する規定が定められているほか、市がおこなう工事等に関する遵守事項あるいは議員が刑事事犯により起訴された場合における説明会の開催義務、そして議員の兼業報告義務等が規定されています。

**(再質問)** 政治倫理条例第2条の2は、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、第4条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」と規定しています。

ですから当然、8月の議長選で疑惑を持たれた議員は、自ら政治倫理審査会に出席して、疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしなければならないと解釈していました。この解釈でよろしいのか確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**<総務部長再答弁>** 本条例においては、市民等による請求があつて初めて政治倫理審査会による審議が開始される、そのような制度設計になっています。こうしたことから、手続の流れに沿った解釈という観点から言いますと、具体的には市民等の請求による政治倫理疑惑審査会が開催された場合において、疑惑を持たれた議員は当審査会に出席をし、自らその疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにすることが求められるものと理解しています。

**(再質問)** 政治倫理条例の趣旨からすれば、議員自ら政治倫理審査会に出席できないのは条例の不備と考えますが、いかがでしょうか。

**<総務部長再答弁>** 仮に疑惑を持たれた議員本人が政治倫理審査会での審査を望まれるということであれば、議会内部において同意を得た上で、代表者である議長からの手続きとしておこなわれるものと感じています。

**(金子意見)** この条例は議員提案で策定されたものであります。今回の事件をみて、この政治倫理条例は改正が必要と考えます。このことを述べまして次に移ります。

## (2) 市長等を対象とした政治倫理条例の策定

次は、市長等を対象とした政治倫理条例の策定です。県のホームページに政治倫理条例の策定状況一覧表があり、平成28年1月1日現在で県内33自治体が政治倫理条例を策定しており、そのうち22自治体が首長等も対象としています。これに間違いはないでしょうか。

**<政策審議監答弁>** 県が取りまとめた状況では、県内44自治体のうち、市長等あるいは議会議員を対象として制定しているところが33自治体、このうち市長等を対象しているところが22自治体、議会議員のみのところが11自治体、未制定が11自治体です。適用対象者をはじめ、遵守事項・内容については自治体ごとに差異があります。市長等を対象としている22自治体のうち三役を対象としているのが17、市長のみを対象としているのが3、市長と副市長あるいは市長と教育長を対象としているのが各1となっています。

**(再質問)** 当市の政治倫理条例の対象は議員だけです。当然、市長等も対象とした政治倫理条例を策定すべきと思いますが、考えをお聞かせください。

**<市長答弁>** 質問は、市長の政治倫理を条例により明文化し、対象者の政治的・道義的責任を間接的に問うものです。県内の制定状況は、ただいま審議監が答弁したとおりですが、本市については、さらに県内の動向等を注視しながら今後の検討課題と考えています。

**(金子意見)** 私たちは、この間、毎年の予算要望書の中に施策の要望として記してき

ました。検討課題でなく、早期に策定することを強く要請して次に移ります。

### 3、公共事業の発注について

#### (1) 工事種別ごとの市内外発注件数と金額、比率

3番目は、公共事業の発注についてです。はじめに、工事種別ごとの市内外発注件数と金額、比率をお聞かせください。いずれも、平成27年度決算の数字でけっこうです。

**<総務部長答弁>** 土木一式工事ですが、契約件数は48件、請負金額9億6215万円となっています。内訳ですが、市内業者数46件、請負金額7億1029万4000円、市外業者件数2件、請負金額2億5185万6000円です。契約件数の比率は、市内業者が95.8%、市外業者が41.7%です。また、請負金額の比率は、市内業者73.82%、市外業者が26.18%です。

次に、建築一式工事ですが、契約件数は11件、請負金額が29億6626万3000円です。内訳は、市内業者件数5件、請負金額1億7316万7000円、市外業者契約件数6件、請負金額27億9309万6000円です。契約件数の比率は、市内業者45.45%、市外業者54.55%です。また、請負金額の比率は、市内業者5.84%、市外業者94.16%となっています。なお、この中、市外業者の請負金額の比率が高くなっているのは、道の駅建築工事、第二中学校の校舎建築工事といった請負金額の高い工事が含まれていることに加え、これらの工事が市外業者を代表構成員とする共同企業体との契約となっているためです。

次に、舗装一式工事ですが、契約件数は18件、請負金額2億1792万2000円で、全て市内業者との契約になっています。

最後に、水道施設工事ですが、契約件数32件、請負金額3億3064万2000円で、全て市内業者との契約になっています。

なお、工事発注の傾向ですが、例えば高度な技術あるいはすぐれた機動力の要件が求められる大規模な建築工事等に関しては、市外大手の事業者に依存する傾向がどうしてもありますが、土木・水道等の分野における一般的な工事に関しては、件数の大部分が市内業者への発注となっています。

**(再質問)** ひとつ確認したいのですが、ただいまの答弁の中で、市内業者というのは市内に本社がある業者ということでよろしいのでしょうか。確認したいと思います。

**<総務部長再答弁>** 市内業者の定義ですが、市内に本店がある事業者はもちろんですが、営業者を構えて、本店から委任されている業者も含んだことでの取り扱いとしています。

**(再質問)** ただいまの答弁ですが、市内に本社がある業者だけをカウントした場合、どのような数字になるか算出しているのでしょうか。

**<総務部長再答弁>** 申し訳ありませんが、ここにおいて数字は持っていません。

(金子意見) 今回の公共事業の発注ということに関して言えば、市内に本社のある業者がどうなのかということが非常に重要なことだと思います。ぜひ、その数字を算出していただきたいと思います。

## (2) 工事種別ごとの格付等級別市内外業者数

次は、工事種別ごとの格付等級別市内外業者数です。平成27・28年度常陸大宮市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている業者数でお聞かせください。ここでも市内業者はどのように定義されているかも合わせてお聞かせください。

<総務部長答弁> 土木一式工事の登録業者総数は509社で、市内業者が47社、市外業者が462社。建築一式工事は305社で、市内23社、市外が282社。舗装工事は327社で、市内38社、市外289社。水道施設工事は384社で、市内が44社、市外が340社です。

次に、業種におけるランク別の業者数です。土木一式工事のAランクの業者数が295社で、市内業者11社、市外業者284社。Bランクは147社で、市内18社、市外129社。Cランクは67社で、市内18社、市外49社です。建築一式工事のAランクの業者数が232社で、市内業者9社、市外業者223社。Bランクは56社で、市内9社、市外47社。Cランクは17社で、市内5社、市外12社です。舗装工事のAランクの業者数が192社で、市内業者10社、市外業者182社。Bランクは108社で、市内17社、市外91社。Cランクは27社で、市内11社、市外16社です。水道施設工事のAランクの業者数が308社で、市内業者14社、市外業者294社。Bランクは52社で、市内14社、市外38社。Cランクは24社で、市内16社、市外8社です。

市内業者は、先ほど言ったように、市内に本店を有するもの、そして営業所を有するものと理解しています。

## (3) 市内業者への受注機会増大

次は、市内業者の受注機会増大です。市の公共工事事の発注にあたっては、本市経済の活性化及び市内に本店を有する市内業者の育成・振興を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう求められています。また、法人市民税による財源確保の観点からも大事な課題です。

市の建設工事等入札指名業者選定委員会の委員長である副市長に質問しますが、当市は市内業者の受注機会増大についてどのような方針を持って実施しているのかお聞かせください。また、最初にお聞きした工事種別ごとの市内外発注件数と金額と比率についてどのような認識をお持ちなのか合わせてお聞かせください。

<副市長答弁> 一般競争入札ですが2000万円以上の工事を対象としていますが、総評点や地域要件等を設定した中で、市内業者ができるだけ応札可能になるよう努めています。指名競争入札ですが2000万円未満の工事を対象としていますが、こちらも可能な限り市内業者に発注できるよう業者選定の作業をおこなっています。工事や工事の

難易度によっては市内業者だけでは対応ができない事例もありますが、公平性や平等性を維持しつつ、市内業者の健全な成長・育成と地域経済の活性化を図っていく観点から、今後とも市内業者の受注機会が増えるよう努めていきたいと考えています。

認識のお尋ねですが、先ほど総務部長が答弁したように、27年の発注実績を見ますと、一部の大規模な建築工事を除き、特に件数の面では多くの工事が市内業者に発注されており、私どもの基本的な考え方が反映されているものと考えています。

(再質問) 答弁最後の認識については、市内に本社のある業者を市内業者として集計した数字が出てから次の機会にまたお聞きしたいと思います。

受注機会増大の施策について具体的にお聞きしますが、ひとつとして市内業者への受注機会の確保を目的とした方針等において契約目標を設定しているのかということです。2つは、小規模な工事は市内の業者を優先して発注。技術的に発注先が限定される工事以外は、原則として、市内に本店を有する業者に発注するとしているのかということです。3つは、請負業者に対し、下請け発注は市内業者への発注を要請しているか、契約書にその旨の特約条項等を設け、市内業者への優先を努力義務として規定しているかどうかということです。4つは、請負業者に対し、市内産資材の調達を要請しているか、契約書にその旨の特約条項等を設け、市内産材の優先しように努力義務として規定しているかどうかということです。5つは、分離・分割発注を推進しているかどうかということです。以上について、どのような方針をもっているのか、また、実施しているのか具体的にお聞かせください。

<総務部長再答弁> 先ほど副市長から答弁があったように、本市においては公平性あるいは平等性を維持しながら、できるだけ市内業者の方々に発注できるよう努めています。年度によって工種等に変化があり、契約目標を設定することに関しては困難なところがあるのではないかと認識を持っています。

小規模工事の発注は市内業者優先の対応をしていますが、業種によって業者数に偏りがあるので、全てを市内に本店を有する業者に発注するという対応はおこなっていません。

本市では市内業者を優先とする入札契約事務に当たっており一定の成果も得られているので、下請に関しては請負業者の裁量に委ねています。

市内産資材の調達に関する要請ですが、現時点では積極的な働きかけはおこなっていませんが、地場産業の振興の観点もあるので、今後どのような対応ができるのか、あるいはすべきなのか、検討したいと考えています。

最後に、分離発注・分割発注ですが、必要に応じて措置を講じていますが、今後とも工事内容等精査した上で適切な対応を図っていきたいと考えています。

(金子意見) 先ほど私は、請負業者に対し下請け発注は市内業者への発注を要請といたしました。例えば、東芝が受注した防犯等LED化事業で、実際に交換作業をおこなっ

たのは市内業者でした。しかし、下請けは、本社が常陸太田市の根本電興であり、市内業者は孫請けです。市民の方から強く指摘されました。契約先の東芝との協議で何とかなったのではないのでしょうか。また、先ほど答弁のあった分離・分割発注ですが、まだまだ当市は不十分と考えます。市内に本店を有する業者への受注機会増大のための措置をあらゆる市公共事業の発注において具体化することを強く要請して次に移ります。

#### 4、市情報の発信について

##### (1) 市のホームページ

4番目は、市のホームページです。インターネットは、情報発信・閲覧の手段として広く普及しており、地方自治体においても、住民に向けた有力な情報発信手段として、多くのホームページが開設されています。しかし、当市のホームページの検索機能については使いづらいと指摘されています。

例えば、常陸大宮市に関心のある子育て中の人や、子どもの医療費助成がどうなっているのか調べようと思って、「子どもの医療費」で検索しても、「子どもの医療費助成」で検索しても何も表示されません。「マル福」で検索すると表示されますが、最初に出てくるのは「広報常陸大宮 平成28年9月号」です。クリックすると、「12-13頁【ご存知ですか?医療福祉費支給制度(マル福)】PDF形式」と出ます。そして、12-13頁のファイルをダウンロードして、はじめて、内容を知ることができます。

このような状況であります。使いづらいと指摘されている当市のホームページの検索機能について、どのような認識を持ち、どのように改善する考えなのかお聞かせください。

<政策審議監答弁> 現在の運用設定は、誤った検索や類似の項目が数多く検索されることを防ぐため、入力した文字と正確に一致した文字を含む項目を抽出する設定になっています。ただいま議員が提示した医療福祉費助成制度、通称マル福ですが、カタカナのマルと漢字の福が正確なことと取り扱っています。これを検索しようとした場合、カタカナのマルをひらがなで入力、あるいは漢字の福をひらがなやカタカナで入力した場合、検索しても抽出されない設定となっています。

この検索機能については、入力文字から類似の項目を含めて検索できるような設定とすることも可能ですが、このような検索設定に変更したところ、使いづらいとの苦情により元の設定に戻した近隣自治体の例もあると聞いているので、そのような点も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

(金子意見) ただいま答弁も使いづらいもののひとつです。それで、先ほど「マル福」を例にしましたが、多くの事項について、検索して最初に出てくるのは、「広報 常陸大宮」か「お知らせ版」ですし、その記事です。それからの手順は先に述べたとおりです。何回もクリックしなければならぬ場合もあり、ワンクリックがアクセス数にカウントされるならば、閲覧数は多くなるかもしれませんが、利用者にとっては不便です。



私は、この問題は職員の努力でできると思います。最初indeてくるのが記事というのは安易なやり方だと思います。最初indeてくるのは、その説明がでてくるのが当然でありますし、「便利帳」を職員自ら作ったのであれば、その時の情報を持っていると思います。最初に説明がでてきて、それと今年度はどうなのかなというのは「お知らせ版」等の記事がでてくる、そういうのが使いやすい検索ではないかと思います。抜本的な改善を求めて次に移ります。

## (2)市役所玄関の案内掲示板

次は、市役所玄関の案内掲示板です。現在、市役所本庁玄関には会議予定を記した案内掲示板がありますが、掲示されているのは紙にプリントされたものであり、その掲示は担当課にまかされていると思われ、記載内容は統一されておらず、また掲示されない会議もあり、期日が過ぎてもそのまま掲示されたままになっていることもあるような状況で、市情報の発信ということからすれば、未整備と言えると思います。

自治体によっては電子掲示板とか電子看板とか呼ばれているものを玄関に設置し、当日の会議予定だけでなく、1週間あるいは1か月間の会議予定や行事予定を来庁者に発信しているところもあります。当市でも採用すべきと思いますがいかがでしょうか。

**<総務部長答弁>** 現在、電子案内板の設置について検討をしています。設置方法は、既に1階フロアに設置している広告付案内地図がありますが、これと同様の民間広告事業による電子案内板の導入を考えていまして、これによりますと掲示する内容が非常に見やすく、初期導入費用や維持費等がかからない上、一定の広告収入も見込めるというようなメリットもあります。掲示内容に関しても、会議の開催の案内のほか、申請手続きや各種募集のお知らせ、イベント情報、防災関連情報、そういった来庁者の方々に周知したい情報を随時掲示することで広報機能のいっそうの充実が図られるものと考えます。また、近年は外国人の方々の来庁も増加してきていますので、暮らしや観光などに関する情報に関しましては、可能であれば外国語での表示あるいは表記、そういった点にも配慮していきたいと考えています。今後、本市の有料広告掲載等に関する要綱等をふまえて、案内板設置の有効性等についても検証した上で、合わせて情報収集あるいは会議等のスケジュール管理など、庁内連携を含めて運用面での検討を進めながら、前向きに取り組んでいきます。

**(再質問)** 当市には、附属機関の会議の公開に関する要綱があり、そこには、「この要綱は、附属機関の会議を公開することにより、附属機関の運営の透明性及び公平性の確保を図り、市政に対する市民の理解を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする」とあります。この目的を達成するためにも、先ほど答弁がありましたが、電子案内板を検討するという積極的な措置をとることは非常によいこととあります。

この要綱の第4条は、会議開催の事前公表として、当該会議を開催する日の1週間前までに、様式第1号により「附属機関の会議開催のお知らせを本市のホームページに掲

載することにより行うものとする」とあります。この要綱の改正も必要と思いますが、いかがでしょうか。

**<総務部長再答弁>** 今後、電子案内板が設置されることになると、当日の会議予定のみならず、一定期間の予定を掲示することができるわけで、来庁者へのサービス向上につながるものと考えています。

なお、現時点においては附属機関の会議の公開に関する要綱に規定していますが、会議開催日の1週間までに公表という条件を引き続き適用する考えですが、今後、会議予定の掲示様式あるいは会議情報を一元管理するための手法といった具体的な電子案内板の設置・運用に関する調査等を進める中で、会議等の事前公表のあり方についても適宜検討していきたいと考えています。

### **(3) 道の駅「常陸大宮」での情報発信**

最後になります。次は、道の駅「常陸大宮」での情報発信です。道の駅「常陸大宮」は、市の魅力や情報を一元的に発信する、シティセールスをおこなう場として整備されました。今回は、館内の情報発信施設での情報発信について質問します。一元的に情報発信するといっても現在の状況はまだ不十分と思います。市内外の人に向けての情報発信の現状と今後についてお聞かせください。

ひとつ提案したいと思います。インターネット動画共有サイト、YouTubeに「常陸大宮市公式チャンネル」として現在までに75本の動画がアップロード、転送されています。ここには、歴史民俗資料館、商工観光課、秘書広聴課などが撮り集めた市内の年中行事や伝統文化等々、常陸大宮市の魅力がいっぱいあります。しかし、市内の人も含めてあまり観る機会がありません。これらの動画の中から選んだものを「道の駅」の情報発信施設のモニターで市内外の人に紹介してはどうでしょうか。いかがでしょうか。

**〔議長〕** 残り時間内での答弁を簡潔にお願いいたします。

**<経済建設部長答弁>** では、簡潔にお答えします。現在、情報発信コーナーにおいてコンシェルジュを配置して情報提供をしています。あとは、パンフレットやチラシ等の配置に加え、ホームページ等の活用、さらに情報をより拡散する手段として、Wi-Fi機能を設置するとともに、ツイッターやフェイスブックを積極的に活用しています。

動画ですが、これまで常陸大宮市の春夏秋冬5本と県北芸術祭を紹介した動画1本、友好都市である大館市の観光ビデオを放映しました。今後とも市のPRに努めていきたいと考えています。